

## 事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

平成30年1月15日

協議会名：	魚津市公共交通活性化会議
評価対象事業名：	地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>魚津市内の公共交通網は、富山湾に沿って、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道が走り、魚津駅や電鉄魚津駅から郊外方面への8路線、市街地を巡回する1路線の路線バスがある。路線バスのうち民間交通事業者が運行する路線は2路線で、その他7路線は魚津市が運行している。いずれも通院・買い物を中心とした住民、利用者にとって必要不可欠な路線となっている。</p> <p>魚津市が運行している魚津市民バスは、道路運送法第79条の規定に基づき事業実施している。郊外ルートについては平成27年3月31日までは、郊外地域のルートを地域を中心に組織したNPO法人にその運行を委託していたが、安心・安全で地域に愛され、持続的に運行を行うための体制づくりが必要であると判断し、「運行及び運行管理を交通事業者へ委託」する体制とした。</p> <p>更に、市民バスを全市的に支える組織として、各地域で利用促進に取り組む「地域利用促進協議会」を設立していただくほか、全市的な情報共有及び調整機関として「魚津市民バス等利用促進協議会」を平成27年7月に設立し、永続的に運行を継続する体制づくりを目指している。</p> <p>今計画で公共交通区空白地域への実験運行、地鉄バスとの料金格差解消、市街地巡回ルートの増便、郊外ルートのダイヤ・ルート見直し、郊外ルート及び地鉄バス停留所移設を行い、利用者の潜在需要の掘り起こしはもちろん、今まで以上に安心して安全な運行によって利用者の満足度向上が図れるものと考えている。</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業では、魚津市が運行する魚津市民バスのうち3路線(上野方、松倉、坪野)と、富山地方鉄道株式会社が運行する2路線(東蔵線、黒沢線)が補助対象となっている。</p>